

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ アサヒジュウセツカブシキギシャ  
氏名又は名称 旭住設株式会社

住所 奈良県御所市618番地

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤクヤスカワヒロアキ  
代表取締役 安川 裕晶

電話番号 0745-63-2552

FAX番号 0745-63-0471

メールアドレス asahi.juusetsu@kch.biglobe.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	/	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 旭住設株式会社

住 所 奈良県御所市618番地

代表者 氏名 代表取締役 安川 裕晶



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 安川 裕晶 タカハシヒロシ 高橋 寛	ヤスカワヒロアキ タカハシミネコ 高橋 峰子
取締役 監査役 安川 祐美子	ヤスカワユミコ
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	旭住設株式会社
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 639-2239 住所 奈良県御所市618番地</p> <p>電話番号 0745-63-2552 FAX番号 0745-63-0471 メールアドレス asahi.juusetsu@kch.biglobe.ne.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
安川 裕晶	第227003号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機械器具調書

令和 2 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管切断用器具	金切りのこ		2	
	パイプカッター	R B 5 0 1 5 A ~ 5 0 A	1	
	塩ビカッター	V C 3 4 E D ~ 3 4 V C 4 8 E D ~ 4 8	1	
管の加工用 機械器具	やすり（平）		1	
	やすり（丸）		1	
	面取り	S 3 9 1 6 - 1 6 ~ 3 8 mm	1	
	パイプねじ切りき	N 4 0 A III	1	
管接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	C W T 3 0 0 8 ~ 2 5 A	1	
		C W T 3 5 0 1 0 A ~ 3 2 A	1	
	ウォーターポンプ プライヤー	W P P 2 5 0	1	
水圧試験器具	手動式テストポンプ	T - 5 0 K P	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

### 申請者

氏名又は名称 旭住設株式会社

住 所 奈良県御所市618番地

代表者 氏名 代表取締役  
安川 裕晶



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良県御所市 618 番地  
旭住設株式会社

会社法人等番号	1500-01-013785	
商 号	旭住設株式会社	
本 店	奈良県御所市 618 番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 50 年 2 月 1 日	
目的	1、住宅資材、機器、設備品の売買業 1、住宅資材、機器設備品の設置工事、維持管理業務 1、前号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	6万4000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万6000株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する  平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記	
資本金の額	金 1000 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 高 橋 峰 子	平成 18 年 8 月 17 日重任 ----- 平成 18 年 8 月 29 日登記
	取締役 高 橋 寛	平成 18 年 8 月 17 日重任 ----- 平成 18 年 8 月 29 日登記
	取締役 安 川 裕 晶	平成 22 年 6 月 1 日就任 ----- 平成 22 年 6 月 1 日登記

奈良県御所市 618 番地  
旭住設株式会社

	奈良県御所市 625 番地の 34 代表取締役 安川 裕晶	平成 22 年 6 月 1 日就任 平成 22 年 6 月 1 日登記
	監査役 安川 祐美子	平成 22 年 6 月 1 日就任 平成 22 年 6 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により	平成 15 年 5 月 26 日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2 年 4 月 27 日  
奈良地方法務局葛城支局  
登記官

杉 本 孝 誠



旭住設 株式会社 定款

昭和 50 年 1 月 14 日 作成  
昭和 50 年 1 月 20 日 公証人 認証  
昭和 50 年 2 月 1 日 会社 成立

この定款の写しは原本と相違ありません

令和 2 年 4 月 11 日 旭住設株式会社  
代表取締役 岸川 祐晶

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、 旭住設株式会社  
と称する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 住宅資材、機器、設備品の売買業
- 2 住宅資材、機器、設備品の設置工事、維持管理業務
- 3 前号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良県御所市  
に置く。

### (公 告 の 方 法)

第4条 当会社の公告は、官報  
に掲載してする。

## 第2章 株 式

### (発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、 一万六千株とし、その  
株式は、すべて額面株式とする。

### (額面株式1株の金額)

第6条 当会社の発行する額面株式の1株の金額は、金 500円とする。



### (株券)

第7条 当会社の株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券および1000株券の5種類とする

### (株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (名義書換)

第9条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当会社の請求により、その事由を証する書面および株券を提出しなければならない。

### (質権の登録および信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示のまゝ消についても同様とする。

### (株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第13条 当会社は、営業年度末日の翌日から定期株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- ② 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第15条 当会社の定期株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

## 第4章 取締役、監査役、代表取締役および取締役会

### (取締役および監査役の員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上 7名以内、監査役は 2名以内とする。

### (取締役および監査役の選任)

第19条 当会社の取締役および監査役は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (取締役および監査役の任期)

第20条 取締役および監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

### (取締役会の招集)

第21条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### (代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

② 社長は、当会社を代表する。

- ③ 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

#### (業 務 執 行)

第23条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

#### (報酬および退職慰労金)

第24条 取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

### 第5章 計 算

#### (営 業 年 度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年 6月 / 日から

5月 31日までの年 / 期とする。

#### (利 益 配 当)

第26条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

- ② 利益配当金、その他の諸交付金は、当会社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

### (設立に際して発行する株式)

第27条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式

4千 株とし、1株の発行価額は金 500 円とする。

### (最初の営業年度)

第28条 当会社の第1期の営業年度は、当会社成立の日から昭和 50 年  
5月 31 日までとする。

### (最初の取締役および監査役の任期)

第29条 当会社の最初の取締役および監査役の任期は、就任後 1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (発起人)

第30条 発起人の氏名、住所および発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

(住所) 奈良県御所市 618番地

(氏名) 高橋 峰子 額面株式 800 株

谷  
井人

(住所) 奈良県御所市 618番地

(氏名) 高橋 寛 額面株式 1,200 株

(住所) 奈良県御所市 1527番地

(氏名) 高橋 久 額面株式 200 株

(住所) 奈良県御所市 618番地

(氏名) 高橋 正一 額面株式 200 株

(住所) 奈良県北葛城郡王寺町久度4丁目4番7号

(氏名) 吉井 定男 額面株式 200 株

(住所) 奈良市神殿町 498番地

(氏名) 喜多 浅治郎 額面株式 200 株

(住所) 大阪府八尾市陽光園2丁目1番27号

(氏名) 前田 吉太郎 額面株式 200 株



四  
月

以上 旭住設 株式会社 を設立のため、この定款を作成し、  
発起人が次に記名押印する。

昭和 50 年 1 月 14 日

発起人

高橋 峰子



同

高橋 寛



同

高橋 勅



同

高橋 正一



同

吉井 定男



同

喜多 浅治郎



同

前田 吉太郎





昭和五〇年第10号

定款認証証書

前記旭住設株式会社

設立について右定款に記載されている

同会社の発起人 高橋峯子外6名の

代理人吉村典三は

本職面前において右定款式通を提出し

その各通について前記発起人各自の記

名押印であることを自認する旨陳述した

よつて本職は公証人法第六拾弐条の参

に従いこの旨を記載してここに認証す

る

奈良地方法務局所属

昭和50年 / 月20日本職役場において

奈良県大和高田市三倉堂434番地の1

奈良地方法務局所属

公 証 人

三井 春



公

証

人

受

易

定款別紙

定款変更事項

1. 平成7年4月5日臨時株主総会において定款の一部を次のとおり変更する

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、 64,000株  
とし、その株式は、すべて額面株式とする。

2. 平成5年商法改正(平成5年10月1日施行)に伴い平成7年4月5日臨時株主総会において定款の一部を次のとおり変更する。

(取締役および監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第二二七〇〇三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 安川 裕晶

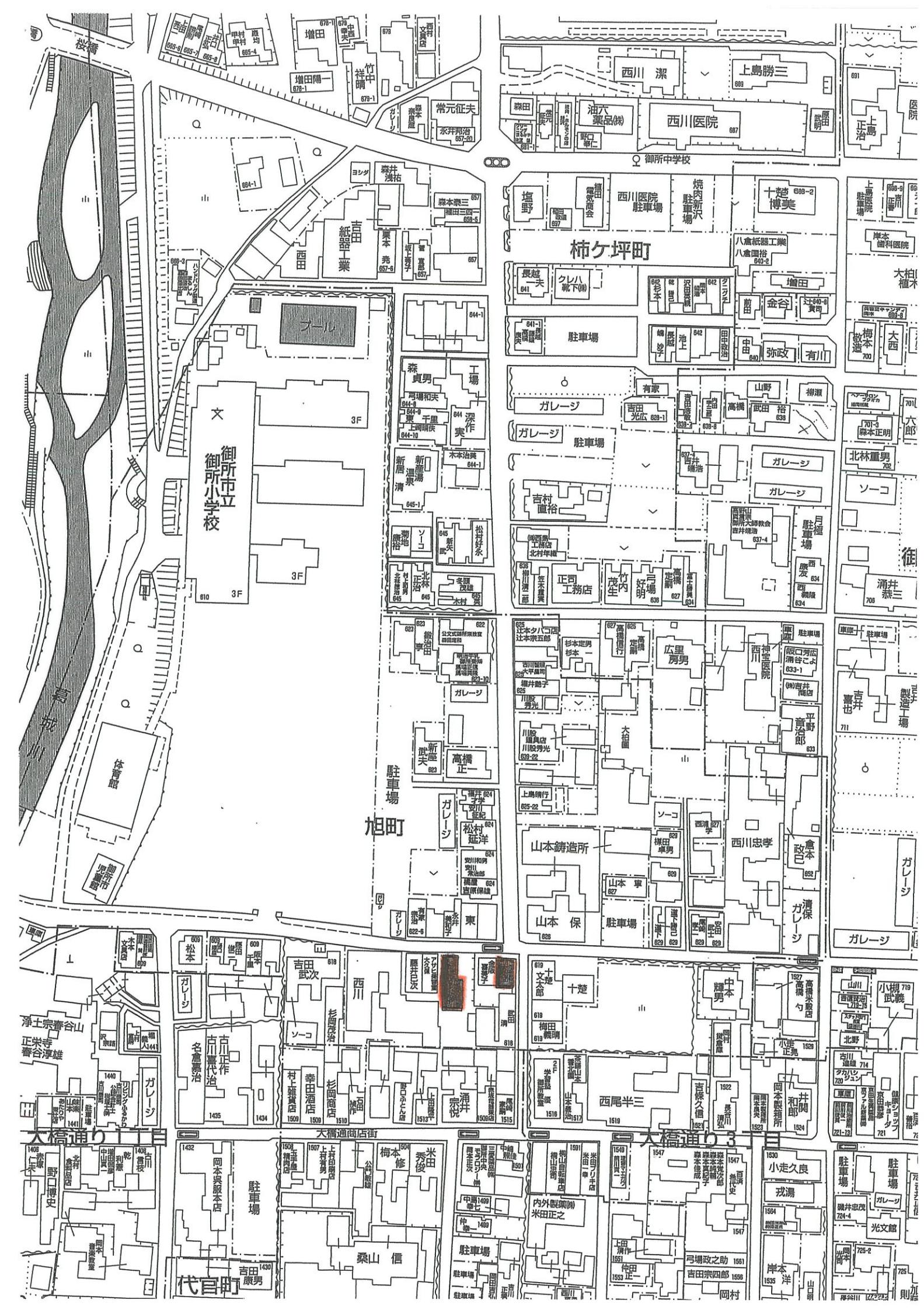
昭和五十一年三月十六日生

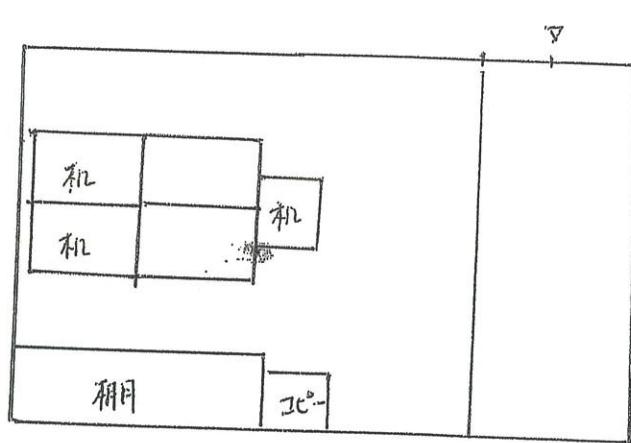
水道法(昭和二年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辺秀

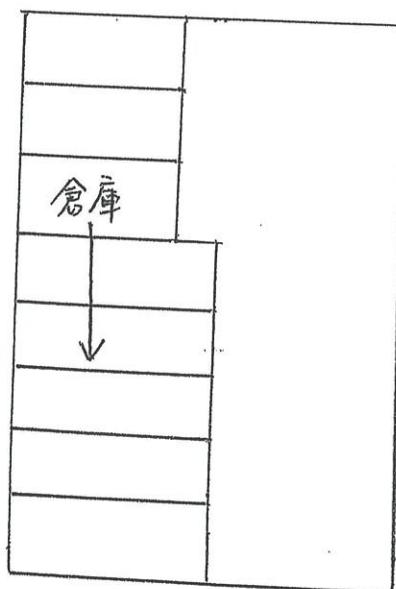




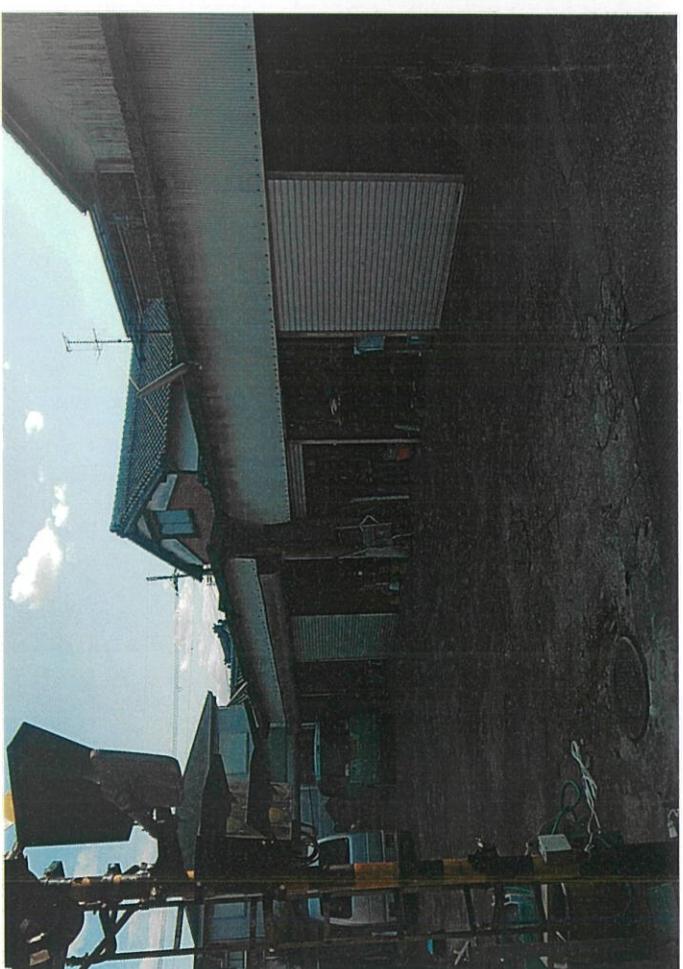
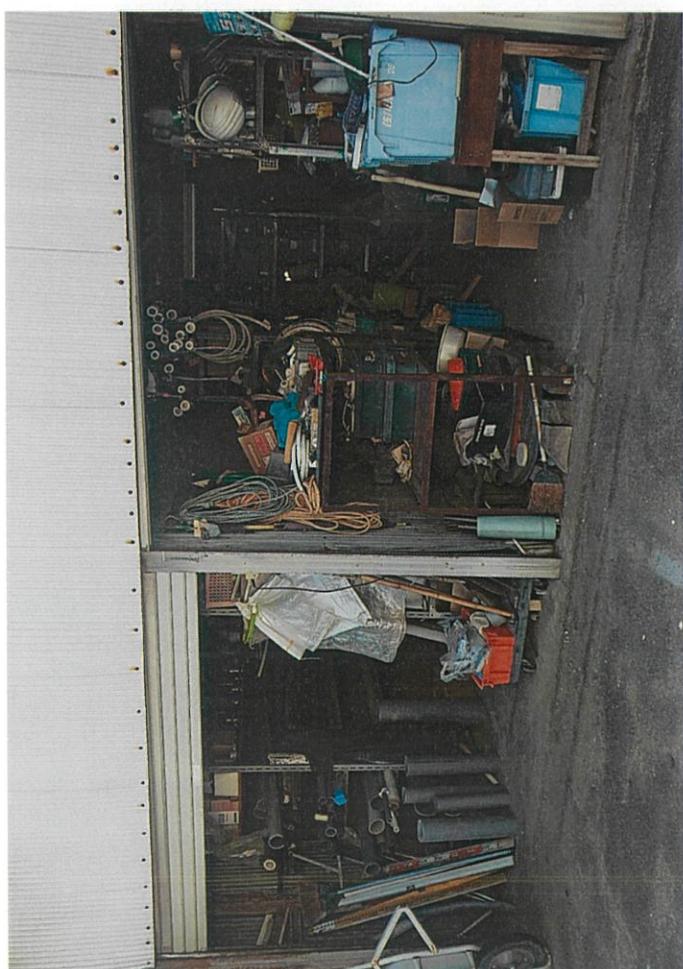
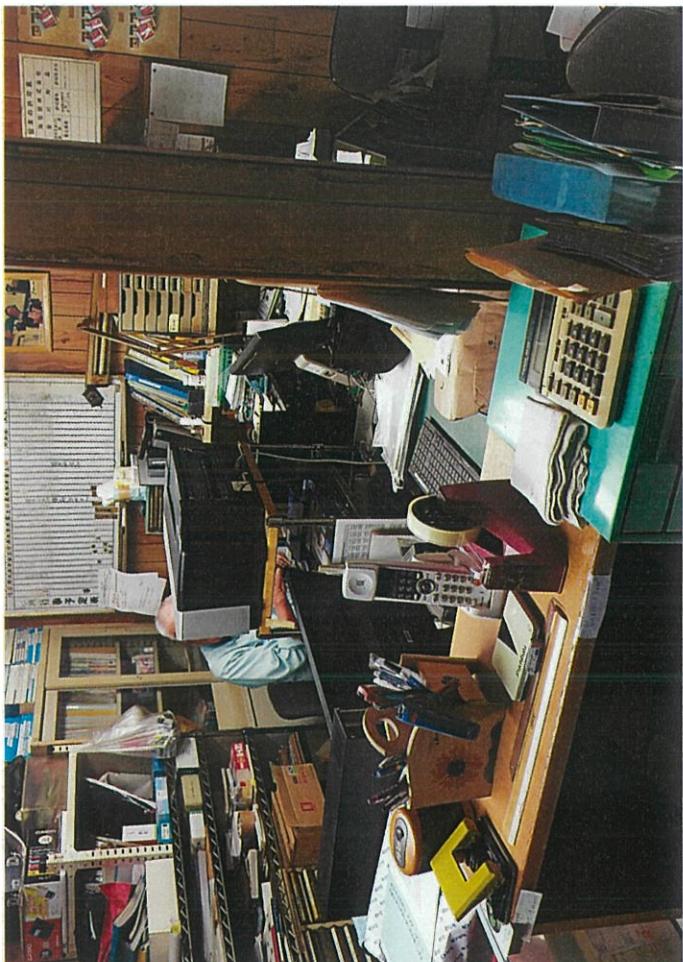


4  
↑

前面道路.



4  
↑



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ アサヒジュウセツカブシキギヤ  
氏名又は名称 旭住設株式会社

住所 奈良県御所市618番地

代表者氏名 フリガナ ダイヒヨウトリシマリヤクヤスカワヒロアキ  
代表取締役 安川 裕晶

電話番号 0745-63-2552

FAX番号 0745-63-0471

メールアドレス asahijuusetsu@kch.biglobe.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 奈良県御所市618番地  
旭住設株式会社  
代表取締役  
安川 裕晶



**選任**  
水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	旭住設株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
安川 裕晶	第227003号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二二七〇〇三号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 安川 裕 昌

昭和五十一年三月十六日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辺 秀

